

環境報告ガイドライン 2018 年版素案

平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会

2	目次	
3	はじめに.....	1
4	序章.....	2
5	1. ガイドライン改定の背景.....	2
6	2. 2018年版の改定ポイント.....	3
7	3. ガイドラインの構成.....	4
8	4. ガイドラインの対象.....	5
9	第1章 環境報告の基礎情報.....	6
10	1. 環境報告の基本的要件.....	6
11	2. 主要な実績評価指標の推移.....	7
12	第2章 環境報告の記載事項.....	8
13	1. 経営責任者のコミットメント.....	9
14	2. ガバナンス.....	10
15	3. ステークホルダーエンゲージメントの状況.....	11
16	4. リスクマネジメント.....	12
17	5. ビジネスモデル.....	13
18	6. バリューチェーンマネジメント.....	14
19	7. 長期ビジョン.....	15
20	8. 戦略.....	16
21	9. 重要な環境課題の特定方法.....	17
22	10. 事業者の重要な環境課題.....	18
23	第3章 主要な環境課題とその実績評価指標.....	20
24	1. 気候変動.....	21
25	2. 水資源.....	23
26	3. 生物多様性.....	24
27	4. 資源循環.....	25
28	5. 化学物質.....	26
29	6. 汚染予防.....	27
30	巻末.....	28
31	参考情報.....	28
32	用語解説.....	31
33	検討委員名簿.....	33

34

35

36 **はじめに**

37 序章

38 1. ガイドライン改定の背景

- 39 ü 環境報告ガイドラインは、前回の改定(2012年4月)から5年余の歳月が経過し、その間に環境報告を巡る
40 社会動向が大きく変化したことから、構成や内容等に抜本的な見直しが必要になりました。
- 41 ü 国際的には、国連が主導するSDGs(2015年9月採択)やパリ協定(2016年11月発効)など、持続可能な
42 社会への移行を促進する国際的枠組みが確立されて、持続的発展が人類共通の目標として国際的に認
43 知され始めたことが大きな見直し理由です。
- 44 ü 持続可能な社会への移行は、環境規制等の強化や市場環境の変化を通じて、ほぼ全産業における事業
45 者の事業活動に多大な影響を長期的に与え続けると予想されており、それらの事業者を長期的な投融資
46 対象とする金融セクターの情報ニーズに反映されて、環境報告のあり方にも強い影響を及ぼします。
- 47 ü 例えば、近年、機関投資家を中心とする金融セクターの関心は、持続可能な社会への移行促進を前提とし
48 て、従来型の財務情報のような過去情報から、組織体制の健全性(ガバナンス、リスクマネジメント等)や経
49 営の方向性(長期ビジョン、戦略、ビジネスモデル)といった、将来志向的な非財務情報に向けられるよう
50 になり、実務的にはESG情報の提供要請として顕在化しています。
- 51 ü さらに、その関心は世界各地の財務報告制度にも反映されて、フランス、英国、欧州連合(EU)では会社法・
52 商法により、また、その他の先進国・新興国では上場規則によって、上場会社の非財務報告制度が多く
53 の国・地域で拡充・強化されつつあります。
- 54 ü そうした動向を踏まえて、国際的なサステナビリティ報告の作成ガイドラインであるGRIガイドラインは非財
55 務報告制度を補完するために基準化の途を選び、非財務情報が増加した財務報告を補完する統合報告
56 の開示枠組みも国際統合報告評議会(IIRC)によって策定されました。
- 57 ü 特に、早急な対応が求められる気候変動に関しては、G20の要請を受けて、2016年9月に金融安定理事
58 会(FSB)が、気候関連財務情報開示に関するタスクフォース(TCFD)勧告書を答申し、今後の金融セクター
59 と事業者による環境報告に大きな変化をもたらす要因になっています。
- 60 ü 国内的には、環境報告を行う事業者の伸び悩みが依然として解消されておらず、環境と経済の好循環を
61 一層促進するために、さらなる取組の強化が必要です。
- 62 ü 環境省の「環境にやさしい企業行動調査結果」によれば、環境報告を行う事業者の割合は2006年まで右
63 肩上がりに伸長したものの、その後は横ばい傾向にあり、「環境報告ガイドライン(2012年版)」の策定以降
64 も、その状況に大きな変化はありません。また、かつて作成割合が著しく低かった売上高1,000億円未満
65 の事業者は、近年、作成割合を伸ばしていますが、大規模事業者と比較すると、依然として伸長の余地を
66 残しています。
- 67 ü また、少数の先進的な大規模事業者を除いて、記載事項が横並びで、個社の事情を反映しない傾向にあ
68 ることも、環境報告のあり方を巡る大きな検討課題です。
- 69 ü さらに、ESG情報の提供要請が増えるに連れて、報告内容の高度化や情報収集範囲の著しい拡大が事業
70 者の負担になっており、これらに適切に対応することが難しいと思われる事業者も企業規模を問わず存在
71 しているのが実情です。

72

73 2. 2018年版の改定ポイント

74 ü ガイドライン改定の背景を踏まえた今回の改定ポイントは以下のとおりです。

75 ü 国際的な規制・実務動向と統合的な環境報告の枠組みとしています。

76 ü 先進的な事業者だけでなく、中規模以下の事業者も利用しやすいように、ガイドライン本体はコンパクトに
77 構成し、環境報告を作成する際の手順等を例示した「作成の手引き」と、難解な記載事項等を平易に解説
78 した「解説書」を付属文書として発行します。

79 ü 事業環境が持続可能な社会への移行過程にあることを前提に、環境報告を ESG 報告の枠組みで利用す
80 る投資家の情報ニーズに配慮し、従来型の環境マネジメント情報に加えて、事業者の組織体制の健全性
81 (ガバナンス、リスクマネジメント等)や経営の方向性(長期ビジョン、戦略、ビジネスモデル)を示す、将来志
82 向的な非財務情報を記載事項にしています。

83 ü 「マテリアルバランス」全体を網羅的に報告するのではなく、事業者が「事業活動が直接的・間接的に環境
84 に与える重要な影響」を自ら判断して、事業者が対応すべき重要な環境課題について報告を求めるように
85 変更しました。

86 ü 事業活動における環境保全のための定量的報告を求める環境会計(「環境会計ガイドライン 2005 年版」)
87 については、事業者が特定した重要な環境課題に関連する財務的影響を報告することで、本ガイドライン
88 に統合しました。

89

90

91 3. ガイドラインの構成

- 92 ü 本ガイドラインでは、環境報告で報告する事項と、報告に際しての留意点を中心に解説しています。
- 93 ü コンパクトで見やすいガイドラインとするために、すでに一般に理解が進んでいると考えられる環境報告の
94 基礎知識については解説していません。
- 95 ü 第1章の「環境報告の基礎情報」では、環境報告の前提となる「環境報告の基本的要件」と、事業者の経年
96 的な取組成果を一覧表示する「主要な実績評価指標の推移」についての報告事項を解説しています。
- 97 ü 第2章の「環境報告の記載事項」では、経営者のコミットメント等、持続可能な社会への移行過程において、
98 事業者が、短中長期にわたり、重要な環境課題にどのように取り組み、さらに、これからどのように取り組もう
99 としているのかを明確に伝えられるような項目を報告事項として解説しています。
- 100 ü 第3章の「主要な環境課題とその実績評価指標」は、事業者が重要な環境課題を特定する際の参考とな
101 る記載です。
- 102 ü なお、内容を補完・補足する「付属文書」を平成30年度中に発行する予定です。付属文書には、環境報
103 告を行う際の手順、書き方、記載事例等を例示した「作成の手引き」と、難解な記載事項等について平易に
104 解説した「解説書」が含まれているため、事業者の環境報告に関する知識や経験の度合いに応じて、本
105 体だけ利用する、又は、本体と付属文書を併用するなど、事業者ごとに使い方を工夫することが望まれます
- 106

107 4. ガイドラインの対象

108 (1) 環境報告を行う事業者

- 109 ü 本ガイドラインは事業者が環境報告を行う際の報告指針です。
- 110 ü 本ガイドラインに沿って環境報告を行うことで、環境報告に必要な情報を網羅的に開示できます。
- 111 ü 対象とする事業者の範囲には、すでに環境報告を行っている大規模事業者だけでなく、環境報告にこれ
- 112 から取り組もうとする事業者も含まれています。

113

114 (2) 環境報告を利用するステークホルダー

- 115 ü 本ガイドラインは、環境報告を利用するステークホルダーにも、環境報告を理解する上での有用な指針とな
- 116 ります。
- 117 ü 事業者が環境報告を行う際の報告指針を知ること、環境報告の構成要素や記載事項の意味をより深く
- 118 理解できます。
- 119 ü 対象とするステークホルダーの範囲には、基本的にすべてのステークホルダーが含まれます。ただし、とり
- 120 わけ、持続可能な社会への移行に伴って、ESG 報告に重大な関心を有するようになった投資家の視点に
- 121 配慮して、ガバナンス、リスクマネジメントといった組織体制に関する情報や、長期ビジョン、戦略などの経
- 122 営の方向性に関する情報を拡充しています。

123

124

125 第1章 環境報告の基礎情報

126 ü 環境報告を利用する際に前提として理解すべき情報や環境報告の理解を促進する総括的情報を記載し
127 ます。

128

129 1. 環境報告の基本的要件

130 ü ステークホルダーが環境報告を利用する際に、前提として理解すべき環境報告の基本的要件に関する
131 情報です。環境報告の冒頭など分かりやすい場所に記載します。

132 ü 有価証券報告書やサステナビリティ報告書等の他の企業報告媒体に環境報告の基本的要件が記載され
133 ている場合には、記載を省略できます。

134 報告事項

- 報告対象組織
- 報告対象期間
- 基準・ガイドライン等
- 環境報告の全体像

135

136

137 解説

138 ü 報告対象組織とは、財務報告における連結財務諸表の対象組織である企業集団を指しています。そのた
139 め、環境報告を行う事業者が企業集団の親会社である場合は、原則として、報告対象組織に事業者とその
140 連結の範囲に入るすべての子会社を含みます。

141 ü 報告対象期間には、環境報告の作成対象とした期間を記載します。適時性の観点から、環境報告は少なく
142 とも年一回、定期的に行うことが重要であり、報告対象期間は、財務報告の決算期間(事業年度)と一致して
143 いることが望まれます。

144 ü 基準・ガイドライン等には、環境報告にあたり事業者が適用した環境報告等に関する作成基準又は作成ガ
145 イドライン等の名称を記載します。

146 ü 既存の基準・ガイドライン等の一部を適用した場合には、環境報告の利用者の誤解を招かないように、どの
147 部分を適用したのかについて、具体的に説明することが必要です。

148 ü 既存の基準・ガイドライン等を参照するだけで、部分的にも適用していない場合は、その旨が分かるように、
149 事業者が適用した作成指針を、「自社基準」などの適切な表記によって、記載します。

150 ü 環境報告の全体像では、環境報告を複数の企業報告媒体(サステナビリティ報告書、アニュアルレポート、
151 有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等)や複数の形式(冊子、ウェブサイト等)で行う場合に、
152 それらの相互関係を、図示などの分かりやすい方法を用いて、説明します。

153 2. 主要な実績評価指標の推移

- 154 ü 環境報告の利用者が、事業者の経年的な取組成果を理解しやすいように、主要な実績評価指標の推移を
155 一覧表示します。

156 報告事項

- 主要な実績評価指標の推移

157

158

159 解説

- 160 ü 主要な実績評価指標とは、事業者が取組成果を評価するために自ら設定した指標のことで、多くの場合は
161 定量的な指標ですが、取組対象とする環境課題の特性によっては定性的な指標の場合もあります。

- 162 ü 主要な実績評価指標の推移には、事業者が重要であると判断した環境課題(事業者の重要な環境課題)の
163 実績評価指標による取組実績の中から、主要な2~3指標を抜粋して、連結売上高などの主要な経営指標
164 を併記しながら、直近の連続する3~5年程度の推移が分かるように、一覧表示します。

- 165 ü 年次報告書やサステナビリティ報告書等の中で環境情報が開示される場合には、主要な実績評価指標に
166 事業者の重要な社会課題に関する実績評価指標も併記されることがあります。

167

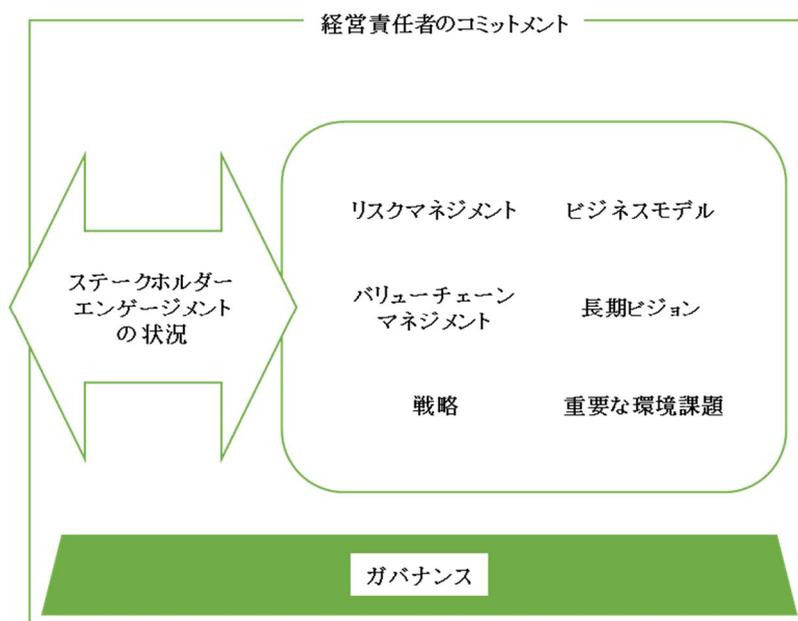
168 **第2章 環境報告の記載事項**

- 169 ü 環境報告は、持続可能な社会への移行過程において、事業者が、短中長期にわたり、重要な環境課題に
170 どのように取り組み、さらに、これからどのように取り組もうとしているのかを明確に伝えられるようにすること
171 を目的としています。
- 172 ü そのため、単に過去の取組成果を示すだけでなく、ガバナンスやビジネスモデル等の組織体制や経営の
173 方向性に関する情報等を具体的かつ明確に記述して、将来志向的でダイナミックな状況を説明することが
174 望まれます。
- 175 ü 第2章の各項目は、環境報告を行う事業者が、自社の企業理念、事業環境、事業特性等を考慮して、そ
176 れぞれ適切と考えられる順序で報告する性格のものであり、本ガイドラインの解説順序は環境報告で求め
177 られる記載順序を表していません。
- 178 ü また、ガバナンスのように、環境報告以外の企業報告媒体で報告される情報については、重複開示の負担
179 を避けるために、環境報告に、その旨と参照先情報を明示した上で、省略することも一つの方法です。
- 180 ü もちろん、情報利用者の検索の負担を軽減するために、すでに他の企業報告媒体で報告されている情報
181 について、その全文又は要約を環境報告に含めることは有効です。
- 182 ü いずれにしても、どの開示方法を採用するかは、環境報告を行う事業者の判断に委ねられます。
- 183 ü 環境報告の記載事項のうち、「1. 経営責任者のコミットメント」から「9. 戦略」の9項目は、すべての事業者
184 に共通する事項です。続く、「10. 事業者の重要な環境課題」は、各事業者が事業活動の直接的・間接的
185 な環境への重大な影響を自ら評価し、その開示内容を決定するために、記載する重要な環境課題の種類
186 と報告範囲は事業者ごとに異なっています。

187

188

図表 1 環境報告の記載事項



189

190 1. 経営責任者のコミットメント

191 ü 重要な環境課題への対応は、事業者の自主的な取組であり、その成果の是非は、最終的にステークホル
192 ダーの評価に委ねられます。その評価の基点となるのが経営責任者のコミットメントです。そのため、事業
193 者が重要であると判断した環境課題については、その対応方針等を経営責任者の名において対外的に明
194 言します。

195

196 報告事項

重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント

197

198

199 解説

200 ü 持続可能な社会への移行過程において、事業者が持続的に成長しようとするれば、事業者は社会との共有
201 価値を創造しながら、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルを確立することが不可欠です。重要な環
202 境課題への対応は、このプロセスの中で取り組まれるものであり、事業者はその取組成果を通じて持続可
203 能な社会の実現に貢献します。

204 ü 事業者は、出資者や債権者が拠出した財務的資本だけでなく、自然環境、労働力、社会基盤などの諸資
205 本を利用して、事業活動を営んでいます。したがって、経営責任者は、これらの資本の提供者に対して、資
206 本をどのように利用したのかについての道義的な説明責任を有します。環境報告は、自然環境の利用につ
207 いて、この説明責任を果たす手段ともなります。

208 ü そのため、環境報告を行う際に、経営責任者は重要な環境課題への対応について、基本的な考え方や方
209 針を、自らの言葉で、評価指標・目標等も交えて具体的に説明し、その実行について明言することが求めら
210 れます。そうした性格上、経営責任者のコミットメントには、単なる挨拶とは異なる、重要な意義があります。

211 ü コミットメントにおいては、重要な環境課題への対応が、長期ビジョンの中でどのように位置付けられている
212 か、経営戦略や経営計画とどのような関係にあるのかなど、可能な限り、事業者の将来見通し情報と関連
213 付けて説明することが望まれます。

214

215 2. ガバナンス

216 ü 持続可能な社会への移行は長期間にわたるため、その間、事業者が、重要な環境課題に対し、組織として
217 適切な対応を一貫して継続しようとするれば、健全なガバナンス体制の存在が不可欠です。

218

219 報告事項

- 事業者のガバナンス体制
 - 重要な環境課題の管理責任者
 - 重要な環境課題の管理における取締役会及び経營業務執行組織の役割

220

221

222 解説

223 ü ガバナンスに関する情報開示は、事業者の取締役会が、どのように重要な環境課題とそれに起因するリス
224 ク・機会を認識し、対応しているか、又は、しようとしているかについて、説明することが目的です。

225 ü 事業者のガバナンス体制では、コーポレートガバナンスに関する組織体制を説明します。

226 ü ただし、ガバナンスは、事業者が持続的に成長できるように、株主が取締役会の行動を監視する仕組みで
227 あるため、ガバナンスの説明に際しては、重要な環境課題への対応に取締役会がどのように関与してい
228 るかを明確にすることが重要です。

229 ü 重要な環境課題の管理責任者には、事業者の環境課題全般を統括する、もともと上位の責任者を記載し
230 ます。

231 ü 取締役会が、重要な環境課題の管理権限を環境委員会(CSR 委員会、ESG 委員会、サステナビリティ委
232 員会等を含む)に移譲している場合、又は、重要な環境課題の管理を環境マネジメントが所管しているよ
233 うな場合には、その旨、取締役会が環境委員会や環境マネジメントの責任者から重要な環境課題の管理に
234 ついての情報提供を受けているかどうかを記載します。

235

236 3. ステークホルダーエンゲージメントの状況

- 237 ü 事業者は、重要な環境課題への対応に影響を与えるステークホルダーと良好な関係を築き、重要な環境
238 課題の特定や対応方針の決定・実行プロセスを円滑に進めるために、ステークホルダーエンゲージメントを
239 実施する場合があります。その実施状況について情報開示することは、事業者がステークホルダーの意向
240 にどのように配慮しているかを示す有効な手法です。

241

242 報告事項

- ステークホルダーへの対応方針
- 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要

243

244

245 解説

- 246 ü ステークホルダーエンゲージメントは、事業者がステークホルダーのことをよく理解し、ステークホルダーとそ
247 の関心事を、事業活動と意思決定プロセスに組み込む組織的な試みであり、事業者が単独で実施する場
248 合やステークホルダーと協働して実施する場合など、非常に多様な行動体系を意味しています。

- 249 ü ステークホルダーへの対応方針では、重要な環境課題への対応に際してどのようにステークホルダーエン
250 ゲージメントを利用するのかを、ステークホルダーの特定方針、ステークホルダーエンゲージの実施方針
251 等、ステークホルダーエンゲージメントを実施する上で事業者が策定した方針について説明します。

- 252 ü 実施したステークホルダーエンゲージメントの概要には、対象としたステークホルダー・グループ、エンゲー
253 ジメントの種類又は形態、それらの実施状況を記載します。

- 254 ü 重要な環境課題への対応に関する取組状況について、ステークホルダーからのフィードバックを得ている
255 場合は、その状況を説明することが望まれます。

256

257 4. リスクマネジメント

- 258 ü 重要な環境課題への対応に良好な実績を残していても、事業環境が大きく変化すれば、過去の実績は必
259 ずしも潜在的なリスクに対する管理能力の高さを示す指標になりません。潜在的な環境課題に対するリスク
260 管理能力の存在を伝えるために、リスクマネジメント体制が有効に機能することを示す必要があります。

261

262 報告事項

- リスクの特定、評価及び対応方法

上記の方法の全社的なリスクマネジメントにおける位置付け

263

264

265 解説

- 266 ü この場合のリスクは重要な環境課題に関連するリスクを意味しており、その発生原因には持続可能な社会
267 への移行に伴う事業環境の著しい変化や、大規模な自然災害、事故などの異常事態も含まれます。
- 268 ü リスクの特定、評価及び対応方法では、事業者が重要な環境課題に関連するリスクをどのように特定、評価
269 し、そのリスクに対してどのように対応しているかを説明します。
- 270 ü 全社的なリスクマネジメントにおける位置付けでは、重要な環境課題に関連するリスクの特定、評価及び対
271 応方法が全社的なリスクマネジメントの中にどのように組み込まれているかを説明します。

272

273 **5. ビジネスモデル**

274 ü 業種や業態によって事業活動が環境に及ぼす影響の種類や大きさが異なります。このため、ビジネスモデル
275 を説明することで、事業者固有の環境課題と付帯するリスク・機会が明確になり、情報の利用者は重要な
276 環境課題への対応状況を理解しやすくなります。

277

278 **報告事項**

事業者のビジネスモデル

279

280

281 **解説**

282 ü ビジネスモデルは事業者の「持続的な企業価値創造の仕組み」を意味する用語です。

283 ü それは、事業者が、どのような事業により、どのように競争力を得て、長期間にわたり利益を稼得・保持して
284 いるかを表現するものであり、主要な製品・サービス、事業環境、販売市場の動向、バリューチェーンにお
285 ける事業者の位置付け・役割、顧客、販売方法等で説明されることが一般的です。

286 ü 業種、業態、事業規模、事業を営む国・地域等によって、ビジネスモデルは事業者ごとに大きく異なるた
287 め、的確に分かりやすくビジネスモデルを記述するには、事業者独自の工夫が望まれます。

288 ü 統合報告の開示フレームワークを策定する国際統合報告評議会(IIRC)では、ビジネスモデルを「企業の戦
289 略的目的を達成し、短中長期にわたり価値創造することを目的として、組織が選択した投入資源・事業活
290 動・産出物・成果によるシステム」と定義¹、ビジネスモデルを統合報告書の記載事項に含めています。

291 ü また、欧州連合(EU)では、上場会社の財務報告にビジネスモデルの開示を義務付けており、ビジネスモデ
292 ルを「会社が何を、どのように、なぜ行っているか」の概要であるとしています²。

293

¹ International Integrated Reporting Council (2013), Business Model, Background Paper for <IR>, p.6.

² European Commission (2017), Guidelines on non-financial reporting (2017/C215/01), p.10

294 6. バリューチェーンマネジメント

295 ü 気候変動、水資源、生物多様性などのように、重要な環境課題の特定に際して考慮する範囲（バウンダリ
296 ー）がバリューチェーン全体に及ぶ場合には、その予防や対応に有効なバリューチェーンマネジメント体制
297 の構築が必要です。バリューチェーンマネジメント体制を構築している事業者は、その運用状況等につい
298 て説明します。

299

300 報告事項

- バリューチェーンの概要
- グリーン調達の方針、目標・実績
- 環境配慮製品・サービスの状況

301

302

303 解説

304 ü バリューチェーンの概要では、主要な製品・サービスのバリューチェーンがどのような構造になっているかにつ
305 いて、図示する方法により、分かりやすく説明します。その際に、バリューチェーンマップ、バリュー
306 チェーンの各段階における重要な環境課題、それらに付帯するリスク・機会、重要な環境課題への対応に
307 関する取組内容等について、記載することが望まれます。

308 ü バリューチェーンの上流への対応では、グリーン調達(CSR 調達を含む)の方針と、その遵守を要請するサ
309 プライヤーの範囲(直接的・間接的な取引業者のどこまでをカバーしているか)を記載します。目標を設定
310 している場合は、設定した目標と運用実績を併記して、取組の有効性を評価し、目標を設定していない場
311 合は運用実績を記載します。

312 ü バリューチェーンの下流への対応は、環境配慮製品・サービスの状況によって説明します。また、それらに
313 よる削減貢献量(環境配慮製品・サービスの利用段階における環境負荷の削減量)を算定している場合に
314 は、その算定結果と併せて、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的に記載することが
315 必要です。

316 ü バリューチェーンの下流(得意先)から、グリーン調達方針の遵守や遵守状況に関する情報提供を求められ
317 る場合は、それらへの対応方針や対応状況について説明することが望まれます。

318

319 7. 長期ビジョン

320 ù 持続可能な社会の実現に向けて、社会環境が次第に変化する中で、事業者が持続的に成長しようとする
321 ば、持続可能な社会に適合的なビジネスモデルの確立が必要です。重要な環境課題への対応は、この長
322 期間にわたる、ダイナミックな環境変化の過程で行われるため、事業者は、長期ビジョンで将来的に「ありた
323 い姿」を示し、それを基点にして取組の適切性を評価するとともに、その方向性についてステークホルダー
324 の理解を得ます。

325

326 報告事項

- 長期ビジョン
- 長期ビジョンの設定期間
- その期間を選択した理由

327

328

329 解説

330 ù 長期ビジョンは、重要な環境課題への対応と持続可能な社会の実現に向けた貢献を通じて、事業者が将
331 来的に「ありたい姿」を社会に示すものであり、定量的な目標を伴うことが多いですが、定性的な場合も少な
332 くありません。

333 ù 長期ビジョンの設定期間は、事業者が業種、業態、事業規模等を勘案して決定します。

334 ù 長期ビジョンの設定期間内に、適度な中間目標を配置し、長期ビジョンへの到達状況を理解しやすくする
335 工夫が望まれます。中間目標は可能な限り定量的に設定することが有用です。

336 ù 社会の変化に応じて、長期ビジョンや中間目標は定期的な見直しが必要になります。

337

338 **8. 戦略**

339 ü 長期ビジョンを実現するためには、長期間にわたり全社的に一貫した方向性で、取組を進めることが不可
340 欠です。環境報告では、その進め方を事業者が策定した持続的な事業戦略によって説明します。また、場
341 合によっては、戦略の妥当性を自ら検証し、その結果を説明することが重要です。

342

343 **報告事項**

事業者の持続的な事業戦略

344

345

346 **解説**

347 ü 持続的な事業戦略とは、重要な環境課題へ取り組みながら、長期的に持続可能な社会に適合するビジネ
348 スモデルを確立し、事業者が持続的に成長するとともに、持続可能な社会の実現に貢献するための戦略で
349 す。

350 ü 現在のビジネスモデルを前提に、長期ビジョンの実現に向けて、どのような道筋(体系的な仕組み、大局的
351 な方策)で取組を進めるのかについて、分かりやすく説明します。

352 ü 気候変動のように、事業者と社会にとって、とりわけ重要性が高い環境課題の場合には、シナリオ分析によ
353 って、長期的な戦略の妥当性を検証することが重要です。その際には、長期的な政策動向や事業環境の
354 変化を複数予想して、各シナリオが戦略に与える影響をそれぞれリスク・機会によって分析し、シナリオごと
355 に戦略の強靭性や弾力性を評価することで、その妥当性を検証します。

356

357 9. 重要な環境課題の特定方法

358 ü 事業者は、事業活動が直接的・間接的に環境に与える影響の中から、自らの判断に基づいて、重要性の
359 高い環境課題を特定し、その対応に取り組みます。事業者の判断が妥当かどうかはステークホルダーが判
360 断するため、環境報告には、事業者が重要な環境課題をどのような方法で特定したかについて、分かりや
361 すく説明します。

362

363 報告事項

- 事業者が重要な環境課題を特定する際の手順
- 特定した環境課題を重要であると判断した理由
- 重要な環境課題のバウンダリー

364

365

366 解説

367 ü 本ガイドラインでは、事業者が重要な環境課題を特定する方法についての説明を求めるだけで、重要な環
368 境課題をどのように特定するかについては、専ら事業者の判断に委ねています。

369 ü しかし、本ガイドライン利用者の利便性を考慮して、一般的な重要性の判断方法を含む、重要性(マテリア
370 リティ)に関しては、本ガイドラインの付属文書で解説します。

371 ü 重要な環境課題には、事業活動の間接的な影響まで含まれることから、重要な環境課題の特定に際して
372 考慮した範囲(バウンダリー)はバリューチェーン全体に拡大する可能性があります。事業者の重要な環境
373 課題の特定に際して考慮した範囲が適切であることを示すために、そのバウンダリーを、次の①・②によっ
374 て説明します。

375 ① 重要な環境課題はバリューチェーンのどこで発生するか

376 ② 重要な環境課題は事業者の事業活動や取引関係とどのような関係があるか

377

378 10. 事業者の重要な環境課題

379 ü 事業者は、自らの判断に基づいて、重要性の高い環境課題を特定しますが、原則として、それらの環境課
380 題ごとに、次の報告事項を記載します。

381

382 報告事項

- 取組方針・行動計画
- 実績評価指標による取組目標と取組実績
- 実績評価指標の算定方法
- 実績評価指標の集計範囲
- リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法
- 報告事項に独立した第三者による保証が付与されている場合は、その保証報告書

383

384

385 解説

386 取組方針・行動計画

387 ü 取組方針・行動計画では、持続的な事業戦略を実行するための具体的な手段や実践的な計画を説明しま
388 す。

389 ü 取組方針・行動計画を、事業者の組織全体として一括して記載する場合であっても、重要な環境課題ごと
390 に固有の取組方針・行動計画があれば、それらを記載することが望まれます。

391 実績評価指標

392 ü 実績評価指標は、取組方針・行動計画の進捗状況を評価するための指標であり、基本的に定量的で検証
393 可能な数値情報を指していますが、重要な環境課題の種類によっては、定性的な目標が用いられる場合
394 もあります。

395 ü 実績評価指標の設定に際して、一つの環境課題に複数の指標を設定する場合もあれば、一つの指標で
396 複数の環境課題への取組状況を評価する場合があります。

397 ü 取組方針・行動計画の進捗状況を理解しやすくするために、計画期間の終了時に達成を目指す目標(取
398 組目標)を設定し、それをあらかじめ公表します。

399 ü 計画期間の終了時には、取組方針・行動計画の実施結果を実績評価指標で評価し(取組実績)、それを取
400 組目標と対比して、取組方針・行動計画の進捗状況を説明します。

401 ü 取組目標を設定しない場合でも、取組実績は報告することが求められます。

402 ü 重要な環境課題についての実績評価指標を公表しない場合は、その理由を公表することが望まれます。

-
- 403 ü 実績評価指標を設定する場合は、その算定方法(用いた係数の情報を含む)・集計範囲を記載して、環境
404 報告の利用者が算定結果を理解しやすくします。
- 405 ü 環境負荷の削減貢献量のように、算定に際して事業者の裁量余地が大きい実績評価指標の場合には、利
406 用者が指標の意味を正しく理解できるように、指標の定義、算定方法、集計範囲等の背景情報を具体的に
407 説明します。
- 408 ü 報告対象組織の範囲と実績評価指標の集計範囲が異なる場合には、その旨と理由を重要な実績評価指
409 標別に説明します。
- 410 **リスク・機会の財務的影響**
- 411 ü 財務的影響額を記載する場合には、その定義、算定方法、集計範囲を併記します。
- 412 **保証報告書**
- 413 ü 複数の重要な環境課題について独立した第三者による保証を受けている場合は、保証を受けた重要な環
414 境課題ごとに、その旨が分かるような説明をすることが望まれます。
-

415 第3章 主要な環境課題とその実績評価指標

416 ü この章では、事業者が重要な環境課題を特定する際の参考資料として、主要な環境課題とその実績評価
417 指標を例示しています。

418 ü これらを重要な環境課題として特定する場合は、それぞれについて、「第2章 10. 事業者の重要な環境
419 課題」に掲げる報告事項を記載してください。

420 ü ここに例示した環境課題以外に重要な環境課題がある事業者は、その環境課題についても、「第2章 1
421 0. 事業者の重要な環境課題」の報告事項を記載し、適切な実績評価指標を設定する必要があります。

422

423 **1. 気候変動**

424 ü 気候変動は地球規模で経済と社会システムに壊滅的な影響を及ぼす危険性があり、脱炭素社会への早期
425 移行が大きな社会課題になっています。事業活動は何らかの形で化石燃料に依存するので、その依存状
426 況・程度と脱炭素化への取組内容を開示することが事業者に求められています。

427

428 **報告事項**

温室効果ガス排出

- スコープ1排出量
- スコープ2排出量
- スコープ3排出量

原単位

- 温室効果ガス排出原単位

エネルギー使用

- 総エネルギー使用量
- 総エネルギー使用量に占める再生可能エネルギー使用量の割合

429

430

431 **解説**432 **温室効果ガス排出**

433 ü 温室効果ガス排出量をスコープ別に記載します。スコープ3排出量については、排出量の大きなカテゴリー
434 を選び、その算定方法も併せて記載することが望まれます。

435 ü 報告の対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、三フッ化窒素、代替フロン等3ガ
436 ス(HFC:ハイドロフルオロカーボン、PFC:パーフルオロカーボン、SF₆:六ふっ化硫黄)です。

437 ü 温室効果ガス排出量は、事業活動に伴う温室効果ガスの種類別排出量を合計し、それを地球温暖化係数
438 に基づいてCO₂量に換算した後、総合計を「t-CO₂e」単位で記載します。

439 **原単位**

440 ü 原単位は、温室効果ガス排出量の削減効果等について、時系列比較や事業者間比較を容易する指標で
441 す。

442 ü 売上高や生産量等の適切な事業活動量の尺度により原単位を算定して記載します。

443

444 **エネルギー使用**

445 ü 総エネルギー使用量は、電気及び各燃料(購入熱を含む)等の消費量(kWh、kL等)をそれぞれ把握し、
446 エネルギー(J)換算して、合計を記載します。

447 ü 電気のエネルギー換算には、投入エネルギー換算ではなく、消費エネルギー換算(3.6MJ/kWh)を使用
448 します。

449

450 **2. 水資源**

451 ü 水資源(淡水)は、世界的に見ると代替物質の入手が困難で、人類の生存に不可欠な資源です。人口増
452 加に伴う水使用量の増加や気候変動による降水状況の変化などで、水資源へのアクセスが制約される可
453 能性が高い状況では、事業活動における水資源管理は重要な環境課題になります。

454

455 **報告事項**

- 水資源投入量
- 水資源投入量の原単位
- 水資源排出量
- 事業所やサプライチェーンが水ストレスの高い地域に存在する場合は、その水ストレスの状況

456

457

458 **解説**

459 ü 水資源投入量を上水、地下水、河川水等の内訳ごとに記載します。

460 ü 売上高や生産量等の適切な事業活動量の尺度により原単位を算定して記載します。

461 ü 水資源の偏在性により、事業所だけでなく、サプライチェーンが水ストレスの高い地域に存在する場合は、
462 それらの状況を説明します。

463

464 **3. 生物多様性**

465 ü 持続可能な社会への移行を進める上で、生物多様性を基盤とする生態系を保全し、その恵みを将来にわ
466 たって享受できる自然共生社会の実現が不可欠であり、事業者は事業活動を通じて国内外の生物多様性
467 と深く関わるために、その保全に貢献することが求められています。

468

469 **報告事項**

- 事業活動が生物多様性に及ぼす影響
- 事業活動が生物多様性に依存する状況と程度
- 生物多様性の保全に資する事業活動
- 外部ステークホルダーとの協働の状況

470

471

472 **解説**

473 ü 事業活動が生物多様性に及ぼす影響には、事業者の事業活動による直接的な影響だけでなく、事業者の
474 サプライチェーンに含まれる他の事業者の事業活動が生物多様性に及ぼす影響や、事業者の生産した製
475 品・サービスを消費者が使用・廃棄することを通じて生物多様性に及ぼす影響のように、事業者の事業活
476 動に起因する間接的な影響も含まれます。

477 ü 事業者の重要な環境課題の報告事項として記載する取組目標には、事業活動が生物多様性に及ぼす影
478 響を回避・最小化するための目標を記載します。これには、事業者が取組状況を確認できる項目で、かつ
479 対外的に報告可能な項目を設定しますが、必ずしも定量的な目標である必要はありません。また、事業活
480 動が生物多様性に及ぼす影響の範囲に、事業活動の間接的な影響も含まれることから、バリューチェーン
481 に含まれる他の事業者や消費者との連携も視野に入れた現実的な目標を設定します。

482 ü 事業活動が生物多様性に依存する状況では、事業活動がどのような自然資本や生態系サービスに依存し
483 て営まれているか(例、生物由来の原材料を調達している)を説明し、事業活動の持続可能性の観点から、
484 その依存の程度にも言及します。

485 ü 生物多様性の保全に資する事業活動には、事業者が保有する技術や生産する製品・サービスが、どのよ
486 うに生物多様性の保全や生物資源の持続可能な利用に貢献しているかを記載します。

487 ü 協働する外部ステークホルダーには、地方公共団体、NGO/NPO、地域住民等が含まれます。

488

489 **4. 資源循環**

490 ü 持続可能な社会では、世代間公平の観点から、将来世代の資源欲求を充足できる範囲での資源消費が
491 求められており、事業者が持続可能なビジネスモデルを確立する上で、資源循環の促進が不可欠です。

492

493 **報告事項**

物質資源の投入

- 枯渇性天然資源投入量及び内訳
- 再生可能天然資源投入量及び内訳
- 枯渇性天然資源投入量と再生可能天然資源投入量の比率(物質資源投入量の構成比)
- 物質資源投入量(枯渇性天然資源投入量+再生可能天然資源投入量)の原単位

物質資源の廃棄

- 廃棄物等の総排出量
- 廃棄物等の最終処分量

494

495

496 **解説**

497 ü 事業活動で消費される物質資源を、将来世代の資源欲求を充足できる範囲に制限するとすれば、再生不
498 可能な天然資源(枯渇性天然資源)の利用は著しく制約されることになるので、再生可能な天然資源への転
499 換を進めると同時に、枯渇性天然資源の循環的利用を進めて、廃棄物等の最終処分量を削減することが
500 必要です。物質資源の投入・廃棄に関する報告事項は、その全体的な状況を示すために開示が求められ
501 ます。

502 ü 枯渇性天然資源は、種類によって利用を制約される程度が異なるために、事業活動に投入した枯渇性天
503 然資源の内訳を、種類別だけでなく、バージン原料か再生原料かの違いを明確にして記載することが求め
504 られます。

505 ü 再生可能天然資源の内訳も、種類別だけでなく、バージン原料か再生原料かの違いを明確にして、記載
506 することが必要です。その理由は、金属のような再生可能天然資源では、少量を多数使用するなど回収に
507 コストのかかる場合があり、回収コストとバージン原料価格との比較で再生されるかどうか決まることあるか
508 らです。

509 ü 枯渇性天然資源投入量と再生可能天然資源投入量の比率については、物質資源投入量の構成比だけで
510 はなく、枯渇性天然資源投入量(バージン原料)と(枯渇性天然資源投入量(再生原料)+再生可能天然
511 資源投入量)との比率も開示が望まれます。

512

513 **5. 化学物質**

514 ü 事業者は、化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境を保全する上での支障を未然に防止すること
515 が求められており、化学物質等の適正な管理は社会的課題になっています。

516

517 **報告事項**

- 化学物質の貯蔵量
- 化学物質の排出量
- 化学物質の移動量
- 化学物質の取扱量(使用量)

518

519

520 **解説**

521 ü 化学物質が適切に保管されている限りにおいて、平常時でのリスクは高くありません。しかし、事故や天災
522 等に見舞われた場合(異常時)には、貯蔵量により重大な環境影響が発生する可能性があるため、重要な
523 環境課題となり得ます。

524 ü 化学物質の貯蔵量は、期末時点の主な化学物質の種類別に数量を記載し、前期末の貯蔵量から大幅な
525 増減変化があった場合には、その理由を具体的に説明します。

526 ü 化学物質は、少量であっても適正管理が必要なので、「事業者の重要な環境課題」の報告事項として記載
527 する「取組方針・行動計画」には、化学物質の管理状況に関する説明も含めます。

528

529 **6. 汚染予防**

530 ü 環境汚染を引き起こせば、地球環境や将来世代に大きな影響を及ぼし、原因者である事業者も莫大な損
531 害賠償や原状回復コストを負担するだけでなく、深刻な評判リスクにさらされます。特に、発展途上国で健
532 康被害を発生させるような公害問題は、事業者が早強に取り組むべき重要な環境課題です。

533

534 **報告事項**

全般

 法令遵守の状況

大気保全

 大気汚染規制項目の排出濃度、大気汚染物質排出量

水質汚濁

 排水規制項目の排出濃度、水質汚濁負荷量

土壌汚染

 土壌汚染の状況

535

536

537 **解説**

538 ü 法令違反の発生又は認識時点が報告対象期間より前であっても、それが報告対象期間に影響を及ぼす
539 場合には、その法令違反について説明することが望まれます。その事例としては、影響の大きかった過去
540 の法令違反が現在までコンプライアンス対応に影響している場合があります。

541 ü 法令遵守の範囲を超えた事業者の活動(法令では求められていないものの、事業者が自主的に土壌汚染
542 調査を実施し、その結果を開示する場合など)を記載することも可能です。

543

544 巻末

545 参考情報

- 546 u 下表は、環境報告ガイドライン(2012年版)で記載された内容です。(※)印を付した項目には、環境報告
547 ガイドライン(2012年版)の本文で、具体的な例示が記載されています。

環境報告ガイドライン (2012年版)	記載する情報・指標
各記載項目の共通事項	ア. 環境負荷の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・(必要に応じて)原単位による数値情報 ウ. 数値情報に関する補足情報(※)
1. 資源・エネルギーの投入状況 (1) 総エネルギー投入量及びその低減対策	ア. 総エネルギー投入量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量による数値情報(※) ・ 総エネルギー投入量 (ジュール) ウ. 数値情報に関する補足情報
(2) 総物質投入量及びその低減対策	ア. 総物質投入量(又は主要な原材料等の購入量、容器包装材を含む)の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・原単位による数値情報(※) ・ 総物質投入量(トン又はその他の単位) ・ 総物質投入量の内訳(業種や事業特性に応じたもの) ・ 総物質投入量の原単位 ア. 数値情報に関する補足情報
(3) 水資源投入量及びその低減対策	ア. 水資源投入量の低減に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・原単位による数値情報(※) ・ 水資源投入量(m ³) ・ 水資源投入量の原単位 ア. 数値情報に関する補足情報

環境報告ガイドライン (2012年版)	記載する情報・指標
2. 資源等の循環的利用の状況(事業エリア内)	ア. 物質の循環的利用に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・原単位による数値情報(※) ・事業エリア内での物質の循環的利用量(トン又はその他の単位) ・事業エリア内での水の循環的利用量(m ³) ア. 数値情報に関する補足情報
3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況 (1) 総製品生産量又は総商品販売量等	ア. 総製品生産量又は総商品販売量、サービス等の業務提供量 イ. 補足情報(※) ・環境に配慮した製品・商品・サービスの内容・特徴などの情報(その他の記載事項については共通事項を参照)
(2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	ア. 温室効果ガス等排出量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・原単位による数値情報(※) ・温室効果ガスの総排出量(国内・海外別の内訳) ・温室効果ガスの排出原単位 ・温室効果ガスの削減量 ア. 数値情報に関する補足情報
(3) 総排水量及びその低減対策	ア. 排水量の低減対策及び汚濁負荷量の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量による数値情報(※) ・総排水量(m ³) ・排水規制項目の排出濃度並びに水質汚濁負荷量 ア. 数値情報に関する補足情報
(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	ア. 大気汚染物質の排出防止、騒音、振動、悪臭の低減対策に関する方針、計画、目標、実績、取組状況及び改善策等 イ. 総量・濃度等による数値情報(※) ・大気汚染防止法に基づく硫黄酸化物(SO _x)、窒素酸化物(NO _x)、揮発性有機化合物(VOC)の排出量(トン)及びその最大濃度 ・騒音規制法に基づく騒音等の状況(デシベル) ・振動規制法に基づく振動等の状況(デシベル) ・悪臭防止法に基づく悪臭等の状況(特定悪臭物質濃度又は臭気指数) ア. 数値情報に関する補足情報

環境報告ガイドライン (2012年版)	記載する情報・指標
(5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	<p>ア. 化学物質の管理、排出量・移動量の低減対策、より安全な物質への代替措置、安全対策等について、方針、計画、目標、取組状況及び改善策等</p> <p>イ. 総量・原単位による数値情報(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度*の対象物質の排出量、移動量(キロ)(ダイオキシンについてはmg-TEQ) ・大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質のうち指定物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)の排出濃度 ・土壌・地下水汚染状況 ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による汚染状況 ・特定地下浸透水中の有害物質の濃度 <p>ア. 数値情報に関する補足情報</p>
(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	<p>ア. 廃棄物等の発生抑制、削減、管理方法、処理・処分方法、リサイクル対策等に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等</p> <p>イ. 総量・原単位による数値情報(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の総排出量(トン) ・廃棄物最終処分量(トン) ・上記の原単位 <p>ア. 数値情報に関する補足情報</p>
(7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策	<p>ア. 有害物質等の漏出防止に関する方針、取組状況及び改善策等</p> <p>イ. 災害・事故等による漏出が発生した場合、有害物質等の漏出量及びその対応状況</p>
4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	<p>ア. 生物多様性の保全や持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等(事業とは直接関連しない社会貢献活動も含む)</p> <p>イ. 総量・原単位による数値情報(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全や持続可能な利用に影響を与えた量 ・改善に取り組んだ実績値等 <p>ア. 数値情報に関する補足情報</p>

549

550 用語解説

551 (注) 出典明記のないものは、環境省にて定義ないし解説さ
552 れていることを示します。

553 SDGs(p.1)

554 平成 27(2015)年 9 月 25 日にニューヨーク・国連本部で開
555 催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための
556 2030アジェンダ」の中核を成すのが 17 の「持続可能な開発
557 目標」(Sustainable Development Goals:SDGs)であり、先進国
558 を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。17 のゴ
559 ールのうち、少なくとも 12 が環境に関連。環境省としてもア
560 ンダの実施に向け、気候変動、持続可能な消費と生産(循
561 環型社会形成の取組等)等の分野において国内外における
562 施策を積極的に展開している。

563

564 パリ協定(p.1)

565 2015 年にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第
566 21 回締約国会議(COP21)において、気候変動に関する
567 2020 年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定(Paris
568 Agreement)」が採択された。パリ協定には、世界共通の長期
569 目標として 2℃目標の設定や、すべての国による削減目標の
570 5年ごとの提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実
571 施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も
572 自主的に資金を提供すること、共通かつ柔軟な方法で各国の
573 実施状況を報告・レビューを受けること、「二国間クレジット制
574 度(Japan Credit Mechanism; JCM)」を含む市場メカニズムの
575 活用等が位置付けられている。歴史上初めてすべての国が国
576 情に応じて自主的に参加することを実現化した公平な合意と
577 して、これまでの歴史を塗り替える大きな転換点となった。

578

579 ESG 情報(p.1)

580 事業者の環境・社会・ガバナンス情報。機関投資家を中心と
581 する金融セクターが、投融資先の事業者の中長期的な価値
582 向上を図るために企業の状況を把握するに当たり想定し得る
583 着眼点として、事業者の環境・社会課題に関連するリスク及び
584 ガバナンスがある。こうしたもと、2015 年 9 月、世界最大の年
585 金資産規模を持つ年金積立金管理運用独立行政法人
586 (GPIF)が、国連が支持する責任投資原則(PRI)に署名し、こ
587 れを一つの契機として我が国でも、環境(Environment)、社会
588 (Social)、ガバナンス(Governance)に関する情報を考慮した
589 投資、いわゆる「ESG 投資」に対する認知度や関心は高まる
590 方向にある。

591 GRI ガイドライン(p.1)

592 GRI ガイドラインは、ESG 報告の国際的ガイドラインとして、
593 2018 年現在世界でもっとも利用されている。こうした中で、
594 2016 年 10 月に、GRI ガイドライン第4版が、GRI スタダード
595 へと発展的に解消された。GRI スタダードは、組織が経済、
596 環境、社会に与えるインパクトを一般に報告する際の、グロー
597 バルレベルにおけるベストプラクティスを提示するための規準
598 であり、スタンダードに基づいて作成されたサステナビリティ報
599 告書では、組織が持続可能な発展に対して与える、プラス及
600 びマイナスの寄与に関する情報が提供される。

601 (出典) GRI ホームページ

602

603 国際統合報告評議会(IIRC)(p.1)

604 国際統合報告評議会(International Integrated Reporting
605 Council: IIRC)は、規制当局、投資家、企業、基準策定機
606 関、会計専門家、NGO 等で構成される国際的連合組織であ
607 る。価値創造に関するコミュニケーションが企業レポート
608 の発展における次のステップであるという考えの下、2013 年に
609 「国際統合報告フレームワーク」を策定した。統合報告は、価
610 値創造プロセスが様々なステークホルダーによる資源提供で
611 成り立っている事実を認識し、それらのステークホルダーに適
612 切な配慮を行って経営するという統合思考の存在を前提とし
613 て、事業者の戦略、ガバナンス、業績、将来見通しに関する重
614 要な情報を、環境・社会を含む事業環境を反映できるような方
615 法でまとめた企業報告である。

616 (出典) IIRC ホームページ

617

618 ステークホルダー(p.5)

619 一般に利害関係者と訳され、企業等の環境への取組を含む
620 事業活動に対して、直接的又は間接的に利害関係がある組
621 織や個人をいう。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、
622 株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織
623 等をいう。

624

625 バリューチェーン(p.13)

626 企業の事業活動に関連する付加価値の創出から費消に至
627 る全ての過程における一連の経済主体若しくは経済行動。原
628 料採掘、調達、生産、販売、輸送、使用、廃棄等、事業活動
629 に関連する一連の行為と主体が含まれる。

630 マテリアルバランス(p.3)

631 事業活動に投入された資源・エネルギー量(インプット)と、
632 製造された製品・サービスの生産・販売量、廃棄物・温室効果
633 ガス・排水・化学物質等の環境負荷発生量(アウトプット)を、
634 分かりやすくまとめたものである。

635 検討委員名簿

636 平成 29 年度 環境報告等ガイドライン改定に関する検討会

637 (敬称略、五十音順、◎は委員長)

氏名	所属・役職
栗野 美佳子	一般社団法人 SusCon 代表理事
飯塚 優子	住友林業株式会社 CSR 推進室長
市川 芳明	株式会社日立製作所 研究開発グループ 技術戦略室 チーフアーキテクト室長
魚住 隆太	魚住サステナビリティ研究所 公認会計士
橘高 真佐美	大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士
◎ 上妻 義直	上智大学 経済学部 教授
後藤 敏彦	サステナビリティ日本フォーラム 代表理事
富田 秀実	ロイドレジスタージャパン株式会社 取締役 事業開発部門長
藤原 啓一郎	キリン株式会社 CSV 戦略部 シニアアドバイザー
松川 恵美	株式会社 QUICK ESG 研究所 プリンシパル
水口 剛	高崎経済大学 経済学部 教授
米山 正樹	東京大学大学院 経済学研究科 教授

638

639 オブザーバー

640 経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室

641 日本公認会計士協会

642 一般社団法人 日本経済団体連合会 環境エネルギー本部

643 株式会社 東京証券取引所

644

環境報告ガイドライン

2018 年版

(公表)

平成 30 年●月

環境省大臣官房環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL:03-5521-8240 FAX:03-3580-9568

ホームページ <http://www.env.go.jp/>